



2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス タ リ ス ク
代 表 者 名 代表取締役執行役員社長 鈴 木 規 之
(コード番号:6522 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理統括室長 山 本 和 矢
(TEL. 050-5838-7864)

税制適格ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法 361 条第1項第4号の規定に基づき、以下の要領により、「当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」を、2025 年 11 月 28 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、会社法第 361 条第1項第4号の規定により、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名に対して、300 個(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は 100 株)を上限として、ストック・オプション報酬として新株予約権を発行することについてのご承認をお願いするものであります。

本新株予約権の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して発行した 30,000 株が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は 2025 年 8 月末現在の発行済株式総数 の 0.4%に相当します。

2. 新株予約権の発行要項(第8回新株予約権発行要項)

(1) 新株予約権の割当対象者

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数またはその算定方法

当社株式 30,000 株

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の総数

300 個(新株予約権 1 個につき当社株式 100 株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。なお、総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。)

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使に際して払込みをすべ

き1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

ただし、新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げる。

記

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と「新規発行前の株価」は「処分前の株価」と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2027年11月29日から2035年11月28日

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、当会社の株式が株式会社東京証券取引所プライム市場に上場する日までは本新株予約権の権利を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権者が権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを条件とする。
- ④ その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由および取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）には、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が（8）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、または本新株予約権に担保を設定することができない。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当日

2025 年 12 月 15 日

(13) 新株予約権の行使に際しての払込取扱銀行およびその取扱場所

当社が指定する銀行とする。

(14) その他

その他新株予約権の発行に関して必要な事項は今後の取締役会において決定する。

以 上